

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 医療費のお知らせ(医療費通知)について ～

「医療費のお知らせ」とは

健康管理の重要性をより強く意識していただくため、医療機関等を受診した診療日数や医療費等を掲載した「医療費のお知らせ(医療費通知)」で、年2回、ハガキで送付しています。

※亡くなった方へは送付をしておりますませんが、送付を希望される場合は、住民生活課国民健康保険係までお問い合わせください。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和6年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和6年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和6年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

■「医療費のお知らせ」を活用しましょう。

診療日数や医療費等に間違いがないか確認するとともに、医療費の推移や健康状況を把握することで自身の健康管理に努めましょう。

■医療費控除の申告について

このお知らせは医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

■発送予定月・対象診療月

発送予定月	診療月
令和7年1月(上旬)	令和6年1月～9月
令和7年2月(下旬)	令和6年10月～12月

【問い合わせ先】

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
- ・住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112
- ・熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111

国民健康保険からの お知らせ

確定申告の医療費控除の申告手続きに八雲町国保が発行する「医療費のお知らせ」を添付書類として利用することができます。

1月に発行された「医療費のお知らせ」には、前年1月から10月までの医療費の情報が記載されており、反映されていない前年11月から12月までの医療費、または病院等からの請求の遅れで「医療費のお知らせ」に記載がない医療費については、医療機関等が発行した領収書にもとづいて医療費控除の明細書を作成して添付する必要があります。

なお、前年11月から12月までの医療費が記載された「医療費のお知らせ」については、2月下旬から3月上旬に発行予定です。

【問い合わせ先】
住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112